

長野県地球温暖化対策条例の施行状況について

長野県環境部温暖化対策課

長野県地球温暖化対策条例(平成18年条例第19号。以下「条例」という。)の規定に基づき、前年度のエネルギー使用量が原油に換算して1,500kl以上の事業所を有する事業者等は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制する計画等を策定し、その達成状況を知事に報告することになっています。

この度、提出いただいた排出抑制計画達成状況報告書等を公表します。

温室効果ガスの排出抑制計画等は、基準年度(温室効果ガスの排出抑制計画を策定する際に基準とする年度で事業者自らが定めます。)の排出量に対し、当該年度にどの程度温室効果ガスを削減するか等を計画するものです。

【地球温暖化対策条例の規定に基づく排出抑制計画等の対象者】

排出抑制計画関係

1 大規模事業者

前年度のエネルギー使用量が原油換算して1,500kl以上の事業所を有する事業者

2 24時間営業事業者

県内の店舗における前年度のエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kl以上の事業者(県内の店舗の10分の8以上の店舗が終日営業している場合に限り。また、フランチャイズ契約をしている事業者の場合は、フランチャイズ本部)

3 自動販売機設置事業者

県内に設置又は管理している自動販売機の前年度のエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kl以上の事業者

自動車環境計画関係

トラック事業200台、バス事業200台及びタクシー事業350台以上の自動車を使用する事業者(県内に使用の本拠の位置を有する自動車に限り。)

再生可能エネルギー計画関係

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第2条第1項に規定する一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者

排出抑制計画関係

1 大規模事業者

(1) 温室効果ガス排出量及び削減量の集計

提出事業者の平成22年度の温室効果ガスの排出量は、CO₂換算で3,156千トンでした。

各事業者の設定している基準年度は、平成2年度から平成21年度にわたっていますが、平成21年度を基準年度とした事業者が158事業者で全体の82.7%でした。平成22年度の排出量は、基準年度ごとの排出量の合計4,472千トンに比べ29.4%、1,316千トン減少しました。

また、条例施行後、初めて提出事業者の温室効果ガスの排出量を把握できた平成19年度の排出量3,647千トンに比べ、13.5%、491千トン減少しました。

【基準年度別の状況】

(単位:事業者、トン-CO₂、%)

基準年度	事業者数	基準年度排出量	H22 排出量	増減量	増減率
21(2009)	158	2,097,045	2,297,220	200,175	9.5
20(2008)	6	47,865	42,816	-5,049	-10.5
19(2007)	7	136,534	95,293	-41,241	-30.2
18(2006)	4	139,814	125,486	-14,328	-10.2
17(2005)	6	68,304	60,085	-8,219	-12.0
16(2004)	2	435,138	277,069	-158,069	-36.3
15(2003)	1	4,594	4,896	302	6.6
14(2002)	1	13,900	9,081	-4,819	-34.7
12(2000)	2	1,347,189	159,515	-1,187,674	-88.2
11(1999)	1	26,398	8,117	-18,281	-69.3
2(1990)	3	155,055	76,471	-78,584	-50.7
計	191	4,471,836	3,156,049	-1,315,787	-29.4

条例では、温室効果ガスの排出抑制計画を策定する際に基準とする年度を事業者自らが定めることとされているため、上表では、基準とした年度ごとの事業者の数やその事業者に係る基準年度及びH22年度の温室効果ガス排出量等を表しました。

【部門別の状況】

産業部門の事業者が161事業者、全体の84.3%を占めました。(単位:事業者、トン-CO₂、%)

区分	事業者数	基準年度排出量	H22 排出量	増減量	増減率
産業部門 (製造業、農業等)	161	3,840,676	2,549,446	-1,291,230	-33.6
業務部門 (宿泊業、小売業、医療等)	30	631,160	606,603	-24,557	-3.9
計	191	4,471,836	3,156,049	-1,315,787	-29.4

(2) 目標達成の状況

総数191事業者のうち、削減目標を達成できた事業者は104事業者で、達成率は54.5%でした。

(H21年度:総数204、達成事業者118、達成率57.8%)

(単位:事業者、%)

区分		事業者数	構成比	達成数	達成率
提出総数		191	100.0	104	54.5
削減目標の基準 (注)	総排出量	79	41.4	31	39.2
	原単位	109	57.0	73	67.0
	総排出量及び原単位	3	1.6	0	0.0

上表は、温室効果ガスの排出削減目標を設定する際に用いた基準ごとの事業者の数や目標の達成状況等を表しています。基準としては、温室効果ガスの排出量を基準とする「総排出量」、温室効果ガスの排出量を生産数量や売場面積などで除した値を基準とする「原単位」、総排出量と原単位の両方を基準とする「総排出量及び原単位」の3つに区分されます。

部門別の状況は下表のとおりです。

【産業部門】

(単位:事業者、%)

区分		事業者数	構成比	達成数	達成率
提出総数		161	100.0	96	59.6
削減目標の基準	総排出量	59	36.7	26	44.1
	原単位	100	62.1	70	70.0
	総排出量及び原単位	2	1.2	0	0.0

【業務部門】

(単位:事業者、%)

区分		事業者数	構成比	達成数	達成率
提出総数		30	100.0	8	26.7
削減目標の基準	総排出量	20	66.7	5	25.0
	原単位	9	30.0	3	33.3
	総排出量及び原単位	1	3.3	0	0.0

(3) 目標を達成できなかった主な要因

達成できなかった事業者からは、その要因として、主として、生産量などの増加や記録的な猛暑・低温の影響により、エネルギー使用量が増加したことが挙げられています。

また、生産量などの減少や生産品目の割合の変化により原単位が悪化したことを挙げる事業者もありました。

(4) 温室効果ガス削減策

各事業者が採用した温室効果ガス削減策の主なものは次のとおりです。

【産業部門】

(単位:%)

区分	採用率
照明設備の運用管理	18.6
ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等に係るその他の削減対策	16.1
エネルギー使用量の管理	15.5
空気調和の管理	14.3
コンプレッサーの運転管理	11.8

【業務部門】

(単位:%)

区分	採用率
適正照度の管理	40.0
照明器具及びランプの適正な選択	26.7
設定温度、湿度の適正化	23.3
推進体制の整備	20.0
太陽光発電管理	16.7

2 24時間営業事業者

(1) 概要

総数6事業者で、削減目標を達成できた事業者は3事業者で、達成率は50.0%でした。

(単位:事業者、%)

区分		事業者数	構成比	達成数	達成率
提出総数		6	100.0	3	50.0
削減目標の基準	総排出量	1	16.7	1	100.0
	原単位	5	83.3	2	40.0

(単位:事業者、トン-CO₂、%)

基準年度	事業者数	基準年度排出量	H22 排出量	増減量	増減率
21	5	95,655	91,825	-3,830	-4.0
18	1	11,549	11,003	-546	-4.7
計	6	107,204	102,828	-4,376	-4.1

(2) 達成できなかった要因

達成できなかった事業者からは、その要因として、記録的猛暑の影響による電気使用量の増大に伴い、原単位が悪化したことが挙げられています。

3 自動販売機設置事業者

概要

総数4事業者で、削減目標を達成できた事業者は4事業者で、達成率は100.0%でした。

(単位:事業者、%)

区分		事業者数	構成比	達成数	達成率
削減目標の基準:原単位		4	100.0	4	100.0

(単位:事業者、トン-CO₂、%)

基準年度	事業者数	基準年度排出量	H22 排出量	増減量	増減率
21	1	6,644	6,065	-579	-8.7
18	3	26,657	23,140	-3,517	-13.2
計	4	33,301	29,205	-4,096	-12.3

自動車環境計画関係

概要

総数5事業者で、削減目標を達成できた事業者は5事業者で、達成率は100.0%でした。

(単位:事業者、%)

区分		事業者数	構成比	達成数	達成率
提出総数		5	100.0	5	100.0
削減目標の基準	総排出量	4	80.0	4	100.0
	原単位	1	20.0	1	100.0

【基準年度別の状況】

(単位:事業者、t-CO₂、%)

基準年度	事業者数	基準年度排出量	H22 排出量	増減量	増減率
21	5	45,262	43,504	-1,758	-3.9
計	5	45,262	43,504	-1,758	-3.9

再生可能エネルギー計画関係

(1)概要

総数4事業者で、目標を達成できた事業者は1事業者で、達成率は25.0%でした。

(単位:事業者、%)

事業者数	達成事業者数	達成率
4	1	25.0

なお、H22年度の再生可能エネルギー利用目標に対する利用実績は、4事業者全体で95.0%でした。

(単位:千kWh、%)

H22再生可能エネルギー 利用目標(注)	H22再生可能エネルギー 利用実績(注)	再生可能エネルギー 利用目標達成率
5,047,591	4,793,639	95.0

(注)4事業者の目標や実績の合計です。

(2)達成できなかった要因

達成できなかった事業者からは、その要因として、水路式水力発電の電力量やバイオマス発電・風力発電に係る再生可能エネルギーの余剰購入量が計画を下回ったこと、及び再生可能エネルギーの供給量は目標を上回ったものの、計画以上に販売電力量が増加した結果、利用率は目標を達成できなかったことが挙げられています。

平成23年度 温室効果ガス排出抑制計画

削減目標の設定

区分	H23事業者数	構成比	H22事業者数	構成比	増減
	総量	79	40.5%	79	
原単位	112	57.4%	109	57.1%	3
総量及び原単位	4	2.1%	3	1.6%	1
計	195	100.0%	191	100.0%	4

総量を目標としている事業者

区分		事業者数	構成比	
増加	5%以上	2	2.5%	6.3%
	4%以上5%未満	0	0.0%	
	3%以上4%未満	0	0.0%	
	2%以上3%未満	2	2.5%	
	1%以上2%未満	0	0.0%	
	1%未満	1	1.3%	
0%	0%	1	1.3%	1.3%
削減	1%未満	2	2.5%	92.4%
	1%以上2%未満	36	45.6%	
	2%以上3%未満	6	7.6%	
	3%以上4%未満	5	6.3%	
	4%以上5%未満	5	6.3%	
	5%以上6%未満	3	3.8%	
	6%以上7%未満	1	1.3%	
	7%以上8%未満	1	1.3%	
	8%以上9%未満	0	0.0%	
	9%以上10%未満	1	1.3%	
	10%以上20%未満	4	5.1%	
	20%以上30%未満	2	2.5%	
	30%以上	7	8.9%	
合計		79	100.0%	100.0%

(参考)H22排出抑制計画の状況

区分		事業者数	構成比	
増加	5%以上	6	7.6%	10.1%
	4%以上5%未満	0	0.0%	
	3%以上4%未満	1	1.3%	
	2%以上3%未満	1	1.3%	
	1%以上2%未満	0	0.0%	
	1%未満	0	0.0%	
	0%	0%	0	
削減	1%未満	2	2.5%	89.9%
	1%以上2%未満	31	39.2%	
	2%以上3%未満	8	10.1%	
	3%以上4%未満	4	5.1%	
	4%以上5%未満	2	2.5%	
	5%以上6%未満	4	5.1%	
	6%以上7%未満	0	0.0%	
	7%以上8%未満	0	0.0%	
	8%以上9%未満	1	1.3%	
	9%以上10%未満	2	2.5%	
	10%以上20%未満	7	8.9%	
	20%以上30%未満	3	3.8%	
	30%以上	7	8.9%	
合計		79	100.0%	100.0%

平成23年度 温室効果ガス排出抑制計画

原単位を目標としている事業者

区分		事業者数	構成比	
増加	5%以上	2	1.8%	3.6%
	4%以上5%未満	0	0.0%	
	3%以上4%未満	0	0.0%	
	2%以上3%未満	0	0.0%	
	1%以上2%未満	0	0.0%	
	1%未満	2	1.8%	
0%	0%	0	0.0%	0.0%
削減	1%未満	3	2.7%	96.4%
	1%以上2%未満	85	75.9%	
	2%以上3%未満	9	8.0%	
	3%以上4%未満	3	2.7%	
	4%以上5%未満	1	0.9%	
	5%以上6%未満	2	1.8%	
	6%以上7%未満	0	0.0%	
	7%以上8%未満	0	0.0%	
	8%以上9%未満	0	0.0%	
	9%以上10%未満	1	0.9%	
	10%以上20%未満	4	3.6%	
	20%以上30%未満	0	0.0%	
	30%以上	0	0.0%	
合計		112	100.0%	100.0%

(参考)H22排出抑制計画の状況

区分		事業者数	構成比	
増加	5%以上	0	0.0%	0.0%
	4%以上5%未満	0	0.0%	
	3%以上4%未満	0	0.0%	
	2%以上3%未満	0	0.0%	
	1%以上2%未満	0	0.0%	
	1%未満	0	0.0%	
0%	0%	0	0.0%	0.0%
削減	1%未満	4	3.7%	100.0%
	1%以上2%未満	81	74.3%	
	2%以上3%未満	8	7.3%	
	3%以上4%未満	2	1.8%	
	4%以上5%未満	4	3.7%	
	5%以上6%未満	3	2.8%	
	6%以上7%未満	1	0.9%	
	7%以上8%未満	1	0.9%	
	8%以上9%未満	1	0.9%	
	9%以上10%未満	0	0.0%	
	10%以上20%未満	3	2.8%	
	20%以上30%未満	0	0.0%	
	30%以上	1	0.9%	
	合計		109	

平成23年度 温室効果ガス排出抑制計画

総量及び原単位を目標としている事業者

区分		総量						計	
		増加	削減						
		0%未満	0%以上1%未満	1%以上2%未満	2%以上3%未満	3%以上10%未満	10%以上20%未満		20%以上
原単位 (削減)	0%未満								0
	0%以上1%未満								0
	1%以上2%未満								0
	2%以上3%未満				1				1
	3%以上4%未満				1				1
	4%以上5%未満								0
	5%以上6%未満					1			1
	6%以上10%未満								0
	10%以上20%未満						1		1
	20%以上								0
計		0	0	0	2	1	1	0	4

(参考) H22排出抑制計画の状況

区分		総量						計	
		増加	削減						
		0%未満	0%以上1%未満	1%以上2%未満	2%以上3%未満	3%以上10%未満	10%以上20%未満		20%以上
原単位 (削減)	0%未満								0
	0%以上1%未満		1						1
	1%以上2%未満			1					1
	2%以上3%未満								0
	3%以上4%未満								0
	4%以上5%未満								0
	5%以上6%未満								0
	6%以上10%未満								0
	10%以上20%未満						1		1
	20%以上								0
計		0	1	1	0	0	1	0	3

県地球温暖化対策条例の実施状況

(アイドリング・ストップ、省エネラベル)

1 駐車場利用者へのアイドリング・ストップ実施の周知

(1) 対象者

大規模小売店舗や道の駅等の駐車場で、駐車面積が 500 m²以上のものを設置・管理する者

(2) 規制内容

看板の掲出等の方法により、駐車場利用者へアイドリング・ストップを行うように周知しなければならない。

(3) 実施状況

周知実施率	H22 調査	H23 調査
	79.3%	88.2%

2 省エネラベルの掲出

(1) 対象者

エアコン、冷蔵庫、テレビのいずれかを 5 台以上陳列して販売する者

(2) 規制内容

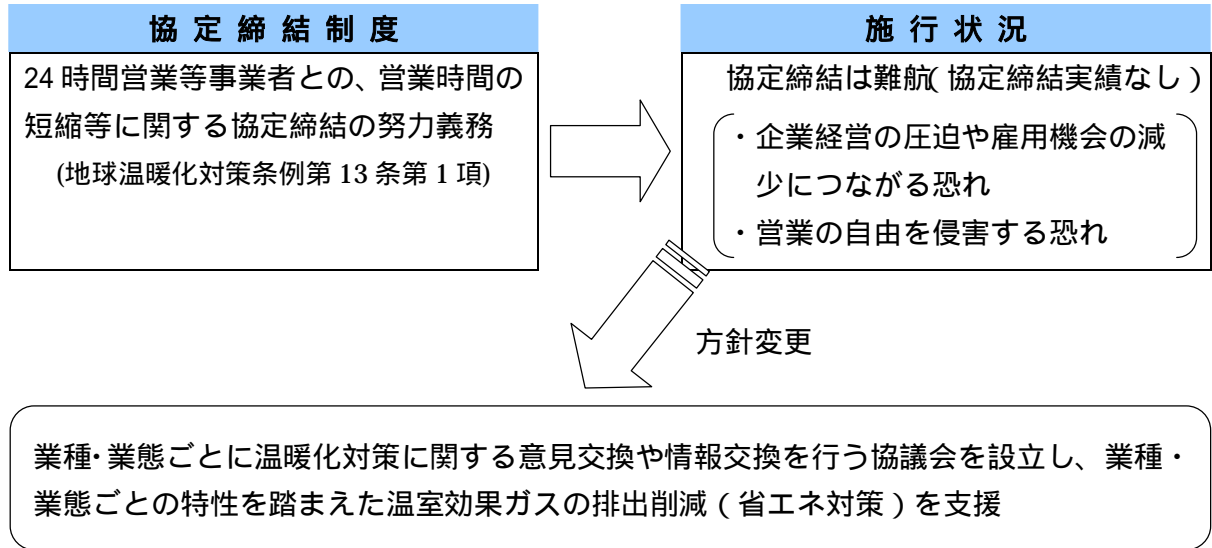
エアコン、冷蔵庫、テレビに省エネラベルを掲出しなければならない。

(3) 実施状況

省エネラベル掲出率	H22 調査	H23 調査
	91.4%	93.9%

24 時間営業等事業者との営業時間短縮等に係る協定締結と 温暖化対策協議会について

1 経過



2 温暖化対策協議会の概要

病院協議会	宿泊施設協議会	商業施設協議会
設立日 平成 20 年 6 月 5 日 会員数 77 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内病院 ・ 長野県 ・ 県温暖化防止活動推進センター 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演 ・ 事業者による事例発表 ・ 情報提供 	設立日 平成 20 年 10 月 7 日 会員数 延べ 1,363 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内宿泊施設 ・ 長野県 ・ 県観光協会 ・ 県温暖化防止活動推進センター 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演 ・ 事業者による事例発表 ・ 情報提供 	設立日 平成 21 年 2 月 17 日 会員数 45 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内商業施設 (百貨店、スーパー、コンビニ等) ・ 経済団体 ・ 長野県 ・ 県温暖化防止活動推進センター 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演 ・ 事業者による事例発表 ・ 情報提供

これらの協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条第 1 項に規定する地球温暖化対策地域協議会として位置づけられている。

(地球温暖化対策地域協議会)

第 26 条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができる。